

佐賀県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区	間	の
県道 武雄多久線	武雄市武雄町大字武雄字小路八〇六六番地先から 武雄市武雄町大字昭和四七一 番地先まで	前	後
		二七・二 一五・五	幅員 メートル
		一、〇二九・四 延長 メートル	